

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成 25 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.43 と、平成 24 年の 1.41 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.07 を大きく下回っており、依然として出生数の減少や出生率の低下に伴い、確実に少子化が進んでいる状況となっています。

国における少子化対策については、平成元年に当時過去最低の合計特殊出生率 1.57 を記録し（1.57 ショック）、少子化問題の認識が一般化したことを受け、平成 6 年に「エンゼルプラン」、平成 11 年に「新エンゼルプラン」を策定し、少子化対策を本格的に実施してきました。しかし、晩婚化や未婚率の上昇、夫婦の出生率の低下、就労状況の多様化など、子育ての経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の困難さなどから、出生率の低下に歯止めがかかることはありませんでした。こうしたなか、少子化の流れを変えるため、平成 14 年には、「少子化対策プラスワン」をとりまとめ、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の 4 つの柱に沿った総合的な取組を始めました。さらに平成 15 年には、「少子化対策プラスワン」の実効性を高めるための立法措置として「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成を目的とする行動計画の策定が義務付けられました。しかし、この間も女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等を背景とした待機児童の発生や多様な子育て不安など、子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けてきました。

これら子ども・子育てを取り巻く社会情勢のさらなる変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、乳幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

本市では、平成 21 年度に「大津市次世代育成支援後期行動計画（大津っ子子育て応援プラン）」を策定し、子どもの幸せを社会全体で支え合い、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組んできました。しかし、前述の社会情勢の変化は本市においても例外ではなく、子どもを取り巻く環境も変化し続けていることから、これまでの取組をふまえながら、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、「大津市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定しました。

(2) 計画策定の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成すべき目標や実施時期を明らかにし、計画的に事業を推進します。また、本計画は市の上位計画である「大津市総合計画」や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されました。その後、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、次世代育成支援対策推進法の改正が行われたことを受け、施策の展開を図るうえで必要な内容については、これらの関連計画との連携を図ります。

【子ども・子育て支援法(第61条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画については、毎年度進捗管理及び評価を行い、最終年度である平成31年度には当初の計画内容の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
計画策定	大津市子ども・子育て支援事業計画(本計画)							
			中間 見直し		評価・次期 計画策定	次期計画 (平成32年度～)		

(4)策定体制

本計画を策定するにあたっては、大津市内在住の未就学児童の保護者と大津市内在住の小学生の保護者を対象に教育・保育施設等や子育て支援サービスに関する現在の利用状況、潜在的な利用意向を含めたニーズ、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

さらに、大津市の子育てや子育て環境に感じていることなど、教育・保育関係者を対象としたワークショップや意向調査、子育て中の保護者を対象としたグループインタビューなどを実施しました。

策定にあたり、平成 25 年6月に大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を大津市子ども・子育て会議として位置付け、同会議において計画策定及び進捗管理にかかる審議を行いました。

■策定体制図

